平成２８年（フ）第５２３号
大阪府岸和田市土生町712番地サニーハイツＢ棟206号
債務者　大宮路篤也
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番４－203号
債務者　倉　　治
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
大阪府和泉市伯太町１丁目４番18－202号、前住所大阪府和泉市府中町６丁目13番54－805号
債務者　伊藤麻衣子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字五百山丙459番地の３　会津長寿園、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字嫋竹ケ丘21番地
県営住宅44棟25号
債務者　岡本　信義
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
群馬県太田市龍舞町1969番地
債務者　長島　裕三
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１４９号
群馬県太田市龍舞町1969番地
債務者　長島亜津子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５２号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2203番地14
債務者　矢内　章裕
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2203番地14
債務者　矢内明日香
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第８０号
新潟県上越市仲町５丁目５番８号
債務者　狩野　直美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８８号
新潟県糸魚川市寺町４丁目９番10号
債務者　伊藤　　孝
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２５８号
愛知県稲沢市西島１丁目151番地
債務者　橋本電設こと　橋本　和明
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６７号
愛知県一宮市奥町字宮前11番地10
債務者　長屋ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３８８９号
大阪市北区豊崎３丁目11番６－2004号
債務者　福西　晶子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０３号
大阪市此花区春日出南２丁目10番５－201号
債務者　浜村ひと美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２３号
大阪市住之江区安立２丁目８番24号　安立アレイ205号、前住所大阪市北区浮田２丁目５番19号　メゾンエイコー604号室
債務者　松本智江美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６３７号
大阪府豊中市豊南町西１丁目15番４号
債務者　吉井　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７２号
大阪市住之江区南港東１丁目７番３－103号
債務者　豊田　絹子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８１号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36－1008号
債務者　ＰＡＲＫ　ＪＯＯ　ＷＯＮ　朴　　珠媛
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部